

(お知らせ)

平成 18 年度からの公害防止管理者等の資格に係る国家試験制度について

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令が平成 16 年 12 月 1 日に、同法施行規則が平成 17 年 3 月 7 日にそれぞれ改正され、公害防止管理者の資格区分の統合及び公害防止管理者等の資格に係る国家試験制度の見直しが行われました。

いずれも平成 18 年 4 月 1 日から施行されることとなります。

以下に、平成 18 年度からの国家試験制度の内容を示します。

国家試験制度の内容

1. 騒音関係公害防止管理者及び振動関係公害防止管理者の資格区分の統合

2. 科目別合格制度及び試験科目等

(1) 科目別合格制度の導入

- ① 同一の資格区分を受験する場合に適用される科目別合格制度
- ② 他の資格区分を受験する場合に適用される科目別合格制度

(2) 試験科目等

- ① 試験科目 (表-3~7 参照)
- ② 試験科目の範囲とその内容 (表-8 参照)

1. 騒音関係公害防止管理者及び振動関係公害防止管理者の資格区分の統合

公害防止管理者の資格区分のうち、騒音発生施設に選任される騒音関係公害防止管理者と振動発生施設に選任される振動関係公害防止管理者について、両者の資格区分を統合し、騒音発生施設と振動発生施設のいずれにも選任される公害防止管理者として騒音・振動関係公害防止管理者の資格が設けられました。

したがって、現在実施しているそれぞれの資格区分の国家試験については、平成18年度以降、騒音・振動関係公害防止管理者国家試験として実施されることとなります。

なお、平成17年度までに資格を取得している騒音関係公害防止管理者有資格者については、平成18年度以降も従前どおり騒音発生施設に選任される公害防止管理者としての資格を有し、同様に振動関係公害防止管理者有資格者は、振動発生施設に選任される公害防止管理者としての資格を有していることとなります。

(平成18年3月31日まで)

騒音発生施設に選任される 公害防止管理者	騒音関係公害防止管理者有資格者
振動発生施設に選任される 公害防止管理者	振動関係公害防止管理者有資格者

(平成18年4月1日以降)

騒音発生施設に選任される 公害防止管理者	騒音・振動関係公害防止管理者有資格者（新資格） 騒音関係公害防止管理者有資格者
振動発生施設に選任される 公害防止管理者	騒音・振動関係公害防止管理者有資格者（新資格） 振動関係公害防止管理者有資格者

2. 科目別合格制度及び試験科目等

(1) 科目別合格制度の導入

平成18年度以降に実施される試験では、科目別合格制度が導入されることとなりました。

これにより、複数年にわたる計画的なステップ・バイ・ステップの学習が可能となり、受験者の資格取得の機会が増加し、また、より対応範囲の広い資格へステップアップすることが効率的に行えるようになります。

科目別合格制度には、同一の資格区分を受験する場合に適用されるものと、他の資格区分を受験する場合に適用されるものの二つがあります。

① 同一の資格区分を受験する場合に適用される科目別合格制度

現行の試験では、どの資格区分においても、受験した年にすべての試験科目に合格する必要がありますが、平成 18 年度以降に実施される試験から、同一資格区分を受験する場合については、試験科目ごとの合格の積み重ねで資格取得ができることとなります。

具体的には、ある試験区分の一部の試験科目に合格した場合、その合格した試験科目は、合格した年の初めから 3 年以内は科目免除の対象となり、受験者の申請により、科目免除されることとなります。それまでに他の試験科目に合格すれば、当該試験の合格となり、資格取得ができることとなります。

表－1 に、大気関係第 4 種公害防止管理者試験に合格して資格を取得する場合の事例を示します。

<表－1> 事例：大気関係第 4 種公害防止管理者試験の場合

試験科目	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目
公害総論	○	免除	免除	○
大気概論	×	○	免除	免除
大気特論	×	○	免除	免除
ばいじん・粉じん特論	×	×	×	○
合否判定	不合格 (科目合格)	不合格 (科目合格)	不合格	合格 (資格取得)

(注) 「○」は受験の結果合格、「×」は受験の結果不合格、「免除」は本人の申請により当該科目の試験が免除されたことを示す。

この事例では、3 年目の試験において、「ばいじん・粉じん特論」の科目に合格すれば、大気関係第 4 種公害防止管理者試験に合格（資格取得）できたわけですが、不合格だったために資格取得ができなかったことを示しています。

そして、4 年目の試験において、科目免除の適用期間（3 年）が過ぎてしまった「公害総論」と「ばいじん・粉じん特論」を受験し、ともに合格したので、免除申請していた「大気概論」と「大気特論」を併せて、大気関係第 4 種公害防止管理者試験に合格（資格取得）できたことを示しています。

なお、同一の試験区分を受験する場合に適用される科目別合格制度は、他の試験区分には適用されません。例えば、大気関係第 1 種を受験して、大気関係第 4 種に相当する試験科目に合格したとしても、大気関係第 4 種の資格は取得できません。

② 他の資格区分を受験する場合に適用される科目別合格制度

平成 18 年度以降に実施される試験において、1 以上の資格区分の試験に合格した者が、他の資格区分の試験を受験する場合、既に合格している資格区分の試験科目と同一の試験科目については、受験者の申請により、当該試験科目が免除されます。

例えば、平成 18 年度以降に実施された大気関係第 4 種公害防止管理者試験に合格した者が、次年度以降に大気関係第 1 種公害防止管理者の試験を受験する場合、その受験者の申請により、大気関係第 4 種公害防止管理者試験と共通の試験科目が免除されます。

なお、本科目別合格制度は、平成 18 年度以降に実施される試験から適用されるものであり、平成 17 年度以前に公害防止管理者等の資格を取得している者が、他の資格区分を受験する場合には適用されません。

表-2 に、大気関係第 4 種公害防止管理者試験に合格して資格を取得した者が大気関係第 1 種公害防止管理者試験に合格して資格を取得する場合の事例を示します。

<表-2> 大気関係第 4 種公害防止管理者試験に合格した者が、免除申請により、大気関係第 1 種公害防止管理者試験を受験する場合

(大気関係第 4 種試験)		(大気関係第 1 種試験)	
試験科目		試験科目	受験状況
公害総論	→	公害総論	免除
大気概論		大気概論	免除
大気特論		大気特論	免除
ばいじん・粉じん特論		ばいじん・粉じん特論	免除
		大気有害物質特論	○
		大規模大気特論	○
		合否判定	合格 (資格取得)

(注) 「○」は受験の結果合格、「免除」は本人の申請により当該科目の試験が免除されたことを示す。

この事例では、大気関係第 4 種公害防止管理者試験科目と大気関係第 1 種公害防止管理者試験科目に共通の「公害総論」、「大気概論」、「大気特論」及び「ばいじん・粉じん特論」が免除され、「大気有害物質特論」と「大規模大気特論」の 2 科目に合格すれば、大気関係第 1 種公害防止管理者試験に合格(資格取得)

することができます。その場合、「大気有害物質特論」と「大規模大気特論」の2科目は、①の考え方にに基づき、それぞれ科目合格した年の初めから3年以内は、申請することにより当該科目の試験が免除されます。

(2) 試験科目等

① 試験科目

今般の改正で現行の試験科目が見直され、すべての資格区分に共通する試験科目として「公害総論」が新設されました。また、他の試験科目についても、公害防止管理者等の実務に見合った内容の見直しを行うとともに、既存の範囲及び内容の組替えも行って、新たな試験科目が設定されました。

表－3～7に、資格区分別の試験科目を示します。

<表－3> 大気関係、特定粉じん関係及び一般粉じん関係

資格区分 試験科目	大気関係				特定粉じん関係	一般粉じん関係
	第1種	第2種	第3種	第4種		
公害総論	○	○	○	○	○	○
大気概論	○	○	○	○	○	○
大気特論	○	○	○	○		
ばいじん・粉じん特論	○	○	○	○	○	
ばいじん・一般粉じん特論						○
大気有害物質特論	○	○				
大規模大気特論	○		○			
試験科目の数	6科目	5科目	5科目	4科目	3科目	3科目

(備考)・「大気概論」は、大気関係第1種～第4種、特定粉じん関係及び一般粉じん関係に共通の試験科目

- ・「大気特論」は、大気関係第1種～第4種に共通の試験科目
- ・「ばいじん・粉じん特論」は、大気関係第1種～第4種及び特定粉じん関係に共通の試験科目
- ・「大気有害物質特論」は、大気関係第1種及び第2種に共通の試験科目
- ・「大規模大気特論」は、大気関係第1種及び第3種に共通の試験科目

<表-4> 水質関係

試験科目 \ 資格区分	水質関係			
	第1種	第2種	第3種	第4種
公害総論	○	○	○	○
水質概論	○	○	○	○
汚水処理特論	○	○	○	○
水質有害物質特論	○	○	/	/
大規模水質特論	○	/	○	/
試験科目の数	5科目	4科目	4科目	3科目

(備考)・「水質概論」及び「汚水処理特論」は、水質関係第1種～第4種に共通の試験科目

- ・「水質有害物質特論」は、水質関係第1種及び第2種に共通の試験科目
- ・「大規模水質特論」は、水質関係第1種及び第3種に共通の試験科目

<表-5> 騒音・振動関係

試験科目 \ 資格区分	騒音・振動関係
公害総論	○
騒音・振動概論	○
騒音・振動特論	○
試験科目の数	3科目

<表-6> ダイオキシン類関係

試験科目 \ 資格区分	ダイオキシン類関係
公害総論	○
ダイオキシン類概論	○
ダイオキシン類特論	○
試験科目の数	3科目

<表-7> 公害防止主任管理者

試験科目 \ 資格区分	公害防止主任管理者
公害総論	○
大気・水質概論	○
大気関係技術特論	○
水質関係技術特論	○
試験科目の数	4科目

＜表－８＞試験科目の範囲とその内容

（全試験区分共通）

試験科目	試験科目の範囲
公害総論	(1) 環境基本法及び環境関連法規の概要に関する事 (2) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律体系に関する事 (3) 環境問題全般に関する事 (4) 環境管理手法に関する事 (5) 国際環境協力に関する事

（大気及び粉じん関係の試験区分）

大気概論	(1) 大気汚染防止対策のための法規制に関する事 (2) 大気汚染の現状に関する事 (3) 大気汚染の発生機構に関する事 (4) 大気汚染による影響に関する事 (5) 国又は地方公共団体の大気汚染防止対策に関する事
大気特論	(1) 燃料に関する事 (2) 燃焼計算に関する事 (3) 燃焼方法及び燃焼装置に関する事 (4) 排煙脱硫技術に関する事 (5) 窒素酸化物排出防止技術に関する事 (6) 測定に関する事
ばいじん・粉じん特論	(1) 処理計画に関する事 (2) 集じん装置の原理、構造及び特性に関する事 (3) 集じん装置の維持・管理に関する事 (4) 一般粉じん発生施設と対策に関する事 (5) 特定粉じん発生施設と対策、測定に関する事 (6) ばいじん・粉じんの測定に関する事
大気有害物質特論	(1) 有害物質の発生過程に関する事 (2) 有害物質処理方式に関する事 (3) 特定物質の事故時の措置に関する事 (4) 有害物質の測定に関する事
大規模大気特論	(1) 拡散現象一般に関する事 (2) 拡散濃度の計算法に関する事 (3) 大気関係環境影響評価のための拡散モデルに関する事 (4) 大気環境濃度の予測手法に関する事 (5) 大規模設備の大気汚染防止対策の事例に関する事
ばいじん・一般粉じん特論	(1) 処理計画に関する事 (2) 集じん装置の原理、構造及び特性に関する事 (3) 集じん装置の維持・管理に関する事 (4) 一般粉じん発生施設と対策に関する事 (5) ばいじん・粉じんの測定に関する事

（水質関係の試験区分）

水質概論	(1) 水質汚濁防止対策のための法規制に関する事 (2) 水質汚濁の現状に関する事 (3) 水質汚濁の発生源に関する事 (4) 水質汚濁の機構に関する事 (5) 水質汚濁の影響に関する事 (6) 国又は地方公共団体の水質汚濁防止対策に関する事
汚水処理特論	(1) 汚水等処理計画に関する事 (2) 物理・化学的処理法に関する事 (3) 生物的処理法に関する事 (4) 汚水等処理装置の維持・管理に関する事 (5) 測定に関する事
水質有害物質特論	(1) 有害物質の性質と処理に関する事 (2) 有害物質含有排水処理施設の維持・管理に関する事 (3) 有害物質の測定に関する事
大規模水質特論	(1) 水質汚濁物質の挙動に関する事 (2) 処理水の再利用に関する事 (3) 大規模設備の水質汚濁防止対策の事例に関する事

（騒音・振動関係）

騒音・振動概論	＜騒音関係＞ (1) 騒音対策のための法規制に関する事 (2) 騒音公害の現状と施策に関する事 (3) 主要な騒音発生源に関する事 (4) 騒音の感覚に関する事 (5) 騒音の影響・評価と基準に関する事 (6) 音の性質に関する事
	＜振動関係＞ (1) 振動対策のための法規制に関する事 (2) 振動公害の現状と施策に関する事 (3) 主要な振動発生源に関する事 (4) 振動の感覚及び評価に関する事 (5) 振動の影響に関する事 (6) 振動の性質に関する事
	＜騒音・振動関係＞ (1) dBについての計算に関する事 (2) 低周波音に関する事
騒音・振動特論	＜騒音関係＞ (1) 騒音防止技術に関する事 (2) 騒音の測定技術に関する事
	＜振動関係＞ (1) 振動防止技術に関する事 (2) 振動の測定技術に関する事

(ダイオキシン類関係)

試験科目	試験科目の範囲
ダイオキシン類概論	(1) ダイオキシン類対策のための法規制に関する事 (2) ダイオキシン類問題の背景に関する事 (3) ダイオキシン類排出の現状に関する事 (4) ダイオキシン類の性質に関する事 (5) ダイオキシン類汚染の発生機構に関する事 (6) ダイオキシン類汚染による影響に関する事 (7) 国又は地方公共団体のダイオキシン類汚染防止対策に関する事
ダイオキシン類特論	(1) 大気関係ダイオキシン類対策に関する事 (2) 大気関係ダイオキシン類対象施設に関する事 (3) 水質関係ダイオキシン類対策に関する事 (4) 水質関係ダイオキシン類対象施設に関する事 (5) 測定に関する事

(公害防止主任管理者)

大気・水質概論	<大気概論関係> (1) 大気汚染防止対策のための法規制に関する事 (2) 大気汚染の現状に関する事 (有害物質に関する事を含む。) (3) 大気汚染の発生機構に関する事 (有害物質に関する事を含む。) (4) 大気汚染による影響に関する事 (5) 国又は地方公共団体の大気汚染防止対策に関する事
	<水質概論関係> (1) 水質汚濁防止対策のための法規制に関する事 (2) 水質汚濁の現状に関する事 (有害物質に関する事を含む。) (3) 水質汚濁の発生源に関する事 (有害物質に関する事を含む。) (4) 水質汚濁の機構に関する事 (5) 水質汚濁の影響に関する事 (6) 国又は地方公共団体の水質汚濁防止対策に関する事
大気関係技術特論	<大気特論関係> (1) 燃料に関する事 (2) 燃焼計算に関する事 (3) 燃焼方法及び装置に関する事 (4) 排煙脱硫技術に関する事 (5) 窒素酸化物排出防止技術に関する事 (6) 測定に関する事
	<ばいじん・粉じん特論関係> (1) 処理計画に関する事 (2) 集じん装置の原理、構造及び特性に関する事 (3) 集じん装置の維持・管理に関する事 (4) 一般粉じん発生施設と対策に関する事 (5) 特定粉じん発生施設と対策、特定粉じんの測定に関する事 (6) ばいじん・粉じんの測定に関する事
	<大規模大気特論関係> (1) 拡散現象一般に関する事 (2) 拡散濃度の計算法に関する事 (3) 大気関係環境影響評価のための拡散モデルに関する事 (4) 大気環境濃度の予測手法に関する事 (5) 大規模設備の大気汚染防止対策の事例に関する事
水質関係技術特論	<汚水処理特論関係> (1) 汚水等処理計画に関する事 (2) 物理・化学的処理法に関する事 (3) 生物的処理法に関する事 (4) 汚水等処理装置の維持・管理に関する事 (5) 測定に関する事
	<大規模水質特論関係> (1) 水質汚濁物質の挙動に関する事 (2) 処理水の再利用に関する事 (3) 大規模設備の水質汚濁防止対策の事例に関する事

適用すべき関連法令及び JIS は受験年度の 4 月 1 日現在施行のものとする

② 試験科目の範囲とその内容

試験科目の見直しを受け、平成 18 年度以降の各資格区分の試験科目の範囲とその内容については、各種研究会、国家試験員委員会などで検討され、表－8 のとおりとします。

◎ 見直しのポイント

1) 公害総論関係

近年の環境問題は、これまでのような工場内の公害対策から、周辺環境への影響や地球環境問題への影響など、広範囲の対応も視野に入れた対策が求められるようになってきています。また、環境マネジメントシステム、リスクマネジメントといった新たな環境管理手法が進展してきているなどの状況の変化を背景に、環境関連の広く一般的な知識を習得することを主な目的とします。

2) 測定技術関係

公害防止管理者等の実務に照らし、自ら測定を実施するための知識より、測定結果を評価するに必要な知識を習得することに重点を置くことを主な目的とします。

なお、現行の「測定技術」の試験科目を廃止し、必要な知識は新たな試験科目に編入しています。

3) その他の試験科目の範囲とその内容

既存の試験範囲及び内容の組替えによる試験科目の設定が行われたものについては、公害防止管理者等の実務に照らし必要な知識を習得することを主な目的とします。